

地方公共団体金融機構の業務の在り方 に関する検討について

平成29年10月5日

地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討

○ 地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）（抄） 附則

（検討）

第25条 政府は、平成29年度末を目途として、この法律の施行状況、地方公共団体による資本市場からの資金調達の状況等を勘案し、地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完することを旨として業務の重点化を図ることの重要性に留意しつつ、機構の自主的かつ一体的な経営を確立する観点から、機構の業務の在り方全般について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 前項の規定による検討を行うに当たっては、総務大臣は、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織の意見を聴かなければならない。

○ 地方公営企業等金融機構法案に対する附帯決議（平成19年5月8日 衆議院総務委員会）（抄）

三 機構の貸付対象となる公営企業の範囲を定める政令の制定、業務の重点化、平成29年度末を目途とする業務のあり方全般に係る検討に当たっては、機構が地方債資金の共同調達の機能を担う地方共同法人であることにかんがみ、地方公共団体のニーズを十分踏まえ、これを行うこと。また、検討結果に基づく措置を講ずるに当たっては、地方六団体の意見を最大限尊重するとともに、地方分権改革の方向性との整合性を確保すること。

※ 平成19年5月22日参議院総務委員会附帯決議にも同内容の記載あり。

地方六団体の意見①

【全国知事会】「地方税財源の確保・充実等に関する提言」（平成29年7月28日）

IV 地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保等

1 地方一般財源総額の確保等

また、地方債については、長期・低利の公的資金の安定的確保を図るべきである。特に、一般会計及び公営企業に必要な資金を供給する地方公共団体金融機構の業務の在り方の検討にあたっては、現行の枠組みを堅持し、引き続き資金調達に支障を来すことのないようにすべきである。

【全国市長会】「決議・特別提言・重点提言・提言」（平成29年6月7日第87回全国市長会議決定）

17. 地方債等の充実・改善に関する提言

1. 生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。

また、一般会計及び公営企業に必要な資金を供給する地方公共団体金融機構の業務の在り方の検討にあたっては、現行の枠組みを堅持し、引き続き都市自治体の資金調達に支障を来すことのないようにすること。

【全国町村会】「平成30年度政府予算編成及び施策に関する要望」（平成29年7月6日）

4. 町村財政基盤の確立

3. 地方債の充実改善

(1) 町村が、防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取り組み等を着実に推進できるよう、地方債の所要総額を確保すること。

また、町村は資金調達力が弱いこと等を踏まえ、財政融資資金や地方公共団体金融機構資金といった長期・低利な公的資金を安定的に確保すること。

特に、一般会計及び公営企業に必要な資金を供給する地方公共団体金融機構の業務の在り方の検討にあたっては、現行の枠組みを堅持し、引き続き町村の資金調達に支障を来すことのないようにすること。

地方六団体の意見②

【全国都道府県議会議長会】「第157回定例総会議決事項」地方自治委員会（平成29年7月）

平成30年度政府予算編成並びに施策に関する提言

2 地方税財源の充実強化について

(2) 地方交付税総額の確保等

- ③ 地方債については、地方が支障なく資金調達できるよう、所要総額を確保するとともに、長期・低利な公的資金を安定的に確保すること。

なお、地方に必要な資金を供給する地方公共団体金融機構の業務の在り方の検討に当たっては、現行の枠組みを堅持し、資金調達に支障を来たすことのないようにすること。

【全国市議会議長会】「平成30年度地方税財政対策に関する要望書」（平成29年7月）

5 平成30年度地方債計画について

5 地方公共団体金融機構の役割の保持

地方公共団体金融機構については、地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完する公的資金の役割を担っていることから、業務のあり方の検討に当たっては、現行の枠組みを堅持し、地方公共団体の資金調達に支障が生じないようにすること。

【全国町村議会議長会】「平成30年度 国の予算編成並びに施策に関する要望」（平成29年7月）

第4 町村財政の強化

3 地方債の改善充実

防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取組み等を着実に推進できるよう、地方債資金の所要額の確保を図るとともに、長期・低利な公的資金（特に、地方公共団体金融機構資金）を安定的に確保すること。

また、一般会計及び公営企業に必要な資金を供給する地方公共団体金融機構の業務の在り方の検討にあたっては、現行の枠組みを堅持し、引き続き町村の資金調達に支障を来すことのないようにすること。

(参考) 政策金融改革の状況

